

川崎市立日本民家園協議会規則を廃止する規則（案）

川崎市立日本民家園協議会規則（昭和60年川崎市教育委員会規則第2号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

制 定 理 由

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

改正

平成12年2月1日教育委員会規則第3号

平成24年3月19日教育委員会規則第3号

平成25年3月28日教育委員会規則第9号

川崎市立日本民家園協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市立日本民家園条例(昭和42年川崎市条例第19号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づく川崎市立日本民家園協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

第1条の2 条例第16条第4項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に設置された学校の教育職員
- (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 市内在住の歴史、民俗に関する知識、経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第4条 協議会は、会長が必要があると認めるときは、関係者又は専門的事項について学識経験を

有する者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(協議会の庶務)

第5条 協議会の庶務は、川崎市立日本民家園において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年2月1日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則 (平成24年3月19日教委規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日教委規則第9号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。